

土地改良財産他目的使用契約書

管理受託者笠岡市（以下「甲」という。）と他目的使用者（以下「乙」という。）とは、甲が管理する土地改良財産（以下「財産」という。）を岡山県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和47年岡山県条例第25号）第4条の規定により、乙が使用することについて、下記のとおり契約を締結する。

記

第1条 甲は甲が管理する財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、乙に使用させるものとする。

第2条 甲が乙に使用させる財産は、次のものとする。

種 目	種 類	所 在	構 造 及 び 規 模	数 量	使用に係る 財産の範囲
笠岡地区 農道離着 陸場		笠岡市 カプト西町 カプト中央町	滑走路 800×25m 離着陸帯 920×60m 誘導路 37.5×9m エプロン 50×40m	一 式	付帯構造物を含 む ただし幹線4号 以北を除く

第3条 甲は、前条の財産を、次の用途又は目的及び方法により乙に使用させるものとする。

用 途 又 は 目 的	使 用 の 方 法

2 乙は、前条の財産を前項に定める以外の用途又は目的及び方法により使用してはならない。

第4条 使用日時は次のとおりとする。

平成 年 月 日 ()	午 前 ・ 午 後 ・ 終 日
--------------	-----------------

第5条 乙は、第3条第1項に規定する使用の方法を変更しようとするときは、甲に協議し、その指示を受けるものとする。

第6条 乙は、甲の承諾を得ないで甲の契約により生じた権利を譲渡し、または、転貸ししてはならない。

第7条 乙は、善良な使用者として注意をもって財産の維持保全を行わなければならない。

2 乙は、財産の使用により当該財産に損傷を与え、又は与える恐れがあるときは、甲の指示により乙の負担において必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、天災その他不可抗力による場合を除き、財産に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めに任じなければならない。

4 乙は、財産に関し異常を発見した場合は、甲に対し直ちに届け出なければならない。

第8条 この契約書の締結後、財産に隠れた瑕疵のあることを発見しても、甲は、その責めを負わない。

第9条 乙は、第4条に規定する期間が満了したとき、又は財産を第3条に定める用途若しくは目的に使用する必要がなくなったときは、速やかに財産を現状に復し、甲の検査を受けるものとする。

第10条 甲は、乙がこの契約に定められた事項に違反したときは、この契約を解除し、これにより生ずる損害の賠償を乙に請求できるものとする。

なお、乙はこの契約を解除することにより生じた損害を甲に請求できない。

第11条 乙は、他目的使用に起因して第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において全ての損害賠償を行うものとする。

第12条 甲は、使用期間中であっても、財産の維持、保存及び運用を目的とする改築、追加工事等の必要があるときは、この契約を解除し、又は使用方法の変更を請求できるものとする。

第13条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約を変更する必要があるが生じたときは、その都度甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 岡山県笠岡市中央町1番地の1

笠岡市長 三 島 紀 元

乙